

合併問題協議会だより 創刊号

平成14年6月1日発行 津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会 (☎059-229-3450)



みんなで考えよう

夢と希望のもてる新しいまちづくり

創刊にあたり

津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会

会長 近藤 康雄



合併問題協議会だよりの創刊にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

津市、久居市、安芸郡、一志郡は、すでに住民の通勤や通学、買い物、街道文化の伝承など生活、経済、文化のさまざまな側面で結びつきが強く、一体性が感じられます。また、東に海、西には山並みをいただき、安濃川水系、雲出川水系などは、1つの地域としてとらえることができますと思われる。

こうした豊かな自然の恩恵と県都地域としての都市機能集積の便益をともに享受できることは、当地域の優れた特性であり、この特性をさらに発展させていくことで、当地域は暮らしの舞台として理想の姿に近づ

いていくものと思います。このような地域づくりを進めていくうえで、市町村合併は非常に有効な手段になると考えています。

昨年11月に関係市町村長、市町村議会の代表、津地方県民局長が参加し、津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会設立準備会を開催し、任意の合併協議会について協議いたしました。その後、2月13日に合併問題についての調査・研究を行い、市町村の合併の特例に関する法律に基づいた法定協議会の設立を検討することを目的に「津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会」を設立しました。現在津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、

香良洲町、一志町、白山町、嬉野町、美杉村の11市町村が参加しています。

協議会では、各市町村において説明会を開催するなど、合併に関する情報を広く住民のみなさんに提供していくこととしております。

この一環として、このたび協議会だよりを発行し、協議会の経過や合併に関するさまざまな情報をできる限り提供しながら、みなさんのご意見も伺ってまいりたいと考えております。

それぞれの地域や住民の間で、合併に関する議論が活発に行われることを心からお願い申し上げます。

●●●市町村合併に関わるこれまでの経過●●●

- 平成13年9月5日 津市長が久居市、安芸郡、一志郡の11市町村とともに12市町村で合併問題協議会（任意）を設立する考えを表明。
- 10月9日 津市長、久居市長、芸濃町長（安芸郡町村会長）、嬉野町長（一志郡町村会長）、津地方県民局長の5者で会談。
合併問題協議会（任意）の設立準備会を開催することで合意。
- 11月12日 津市、久居市、安芸郡、一志郡の12市町村の市町村長、各市町村議会の代表、津地方県民局長の25人が参加し、第1回津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会設立準備会の開催。
- 12月27日 第2回津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会設立準備会の開催。
平成14年2月中旬に設立することで合意。

合併重点支援地域に指定されました

4月25日、三重県知事から「合併重点支援地域」の指定を受けました。この結果、次のような支援事業を受けることができます。

■合併協議会への支援

合併協議会に対する財政支援や人的支援など

■啓発事業の重点的実施

シンポジウム、講演会の開催や住民意識調査への協力など

■調査研究事業の重点的実施

市町村が行う調査研究事業への財政支援や、市町村と県の共同調査研究の実施など

協議会の開催状況

2月13日の設立総会から3回の協議会が開催されています。各協議会での協議内容は次のとおりです。

【設立総会】(2月13日/津リージョンプラザ)

議 題	協議結果
①津・久居・安芸郡・一志郡市町村 合併問題協議会規約について	①原案可決 抜粋を右に記載
②役員の選出について	②原案可決 名簿は次ページに記載

【第1回】(3月28日/津リージョンプラザ)

議 題	協議結果
①平成14年度事業実施計画について	①原案可決 抜粋を次ページに記載
②平成14年度歳入歳出予算について	②原案可決

【第2回】(4月22日/津リージョンプラザ)

議 題	協議結果
①合併重点支援地域の指定に係る要望について	①原案可決
②現金保管金融機関の指定について	②原案可決
③協議会各種規程等の制定について	③原案可決
・協議会幹事会規程	
・協議会専門部会及び分科会に関する要綱	
・協議会事務局規程	
・協議会予算事務取扱規程	

【第3回】(5月8日/アストプラザ〈アスト津内〉)

議 題	協議結果
①規約の改正について	①原案可決
②役員の選出について	②原案可決
③補正予算について	③原案可決

協議会の会議は、公開しています。傍聴を希望される人は、詳細について事務局へお問い合わせください。

また、協議会の会議資料も無料で差し上げていますので、事務局へお立ち寄りください。

津・久居・安芸郡・一志郡市町村 合併問題協議会規約(抜粋)

【設 置】

第1条 津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町、嬉野町及び美杉村(以下「構成市町村」という。)は、構成市町村の合併について調査研究を行うとともに、合併協議会(市町村の合併に関する法律(昭和40年法律第6号)第3条第1項の合併協議会をいう。)の設置について検討するため、津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会(以下「協議会」という。)を設置するものとする。

【所掌事項】

第2条 協議会の掌理事務は、次のとおりとする。

- (1)市町村合併に係る調査研究に関すること。
- (2)構成市町村の住民への情報提供及び住民の意向聴取に関すること。
- (3)合併協議会の設置に係る調査研究に関すること。
- (4)その他市町村合併に関すること。



合併って何だろう

市町村の合併とは、2つ以上の市町村が一緒になって、より大きな市町村になることで、その方式には、新設合併と編入合併とがあります。

新設合併とは、例えばA市とB市が合体して一つになってC市となることをいい、編入合併とは、例えばD市にE町が吸収されて一つになってD市になることをいいます。

合併の方式については、合併協議会の中で話し合われることになりま

す。合併方式によって、新市町村名、議員の定数・在任期間、市町村長の身分の取り扱いなどが異なりますが、どの方式をとっても、合併後の新しいまちづくりについては、事前に合併協議会などで十分協議されることになります。

合併協議会って、どのようなもの

合併協議会は、地方自治法第252条の2および市町村の合併の特例に関する法律(合併特例法)第3条第1項の規定に基づき設置される協議会で、ここでは合併をすることの是非を含めて合併に関するあらゆる事項を協議するところです。

私たちが設立した合併問題協議会

は、法律に基づかず、構成市町村の合意によって設立した任意の協議会です。

この合併問題協議会は、合併に関する調査研究、住民への情報提供および住民の意向調査、法定の合併協議会を設置するかどうかの検討を目的としています。

合併問題協議会では、住民のみなさんに合併問題に関する関心を高めていただくための材料を十分に提供していくために協議会だよりを発行します。

これから、この協議会だよりで協議会の経過はもとより、合併問題に関するさまざまな情報をできる限りみなさんに提供していきます。

本年度事業

協議会では、本年度次の事業を実施していきます。

調査研究事業

▶ 事務事業実態調査

協議会構成市町村で実施されているすべての事務事業について、実態を調査します。

▶ 住民意向調査

協議会構成市町村住民の意向調査を行い、新市に向けた方向を調査します。

▶ 新市まちづくり基本構想に係る調査研究

全国の合併先進地を訪れ、市町村合併に携わった人の生の声を聞き、新市でどのように進めていったらよいか協議します。

財政シミュレーションおよび人口フレームなどの作成・検討を行います。

普及・啓発

▶ 広報紙の発行

協議会の広報紙を発行し、市町村合併に関する情報の提供と住民からの合併に関する意見を聴取します。

また、協議会が行う調査研究事業の結果も随時公表していきます。

▶ ホームページの開設・運営

ホームページを開設し、インターネットを活用して市町村合併に関する情報を広く発信しながら、みなさんからの意見を収集します。

また、協議会が行う調査研究事業の結果も随時公表していきます。

▶ 啓発イベントの開催

住民を対象とした講演会や各種市町村イベントに協賛し、啓発を行います。

また、各市町村において市町村合

併に係る趣旨や効果、課題などについて住民説明会を開催します。

協議会運営

▶ 事務局の開設・運営

津リージョンプラザに構成市町村からの職員の派遣により、事務局を開設し各事業を行います。

▶ 協議会の開催

年5・6回開催し、合併に向けた問題を協議します。

▶ 幹事会・専門部会などの開催

各種事業の調査研究を行うため、随時幹事会、専門部会などを開催します。

▶ まちづくり基本構想策定委員会委員の選任と委員会の開催

まちづくり基本構想策定委員会の委員を募集・選任し、委員会を開催して新市のまちづくりを検討します。

協議会委員名簿

(5月8日現在/順不同・敬称略)

役 職	氏 名	職 名
会 長	近 藤 康 雄	津市長
副 会 長	池 田 幸 一	久居市長
	横 山 雅 宏	芸濃町長
	鈴 木 一 司	香良洲町長
監 事	長谷川 政 春	河芸町議会議長
	西 森 正 美	白山町議会特別委員会委員長
委 員	中 川 隆 幸	津市議会議長
	井 端 幸 郎	久居市議会議長
	後 藤 輝 人	河芸町長
	柴 田 春 生	芸濃町議会特別委員会委員長
	黒 川 和 義	美里村長
	永 田 正	美里村議会特別委員会委員長
	海 野 武 司	安濃町長
	浅 生 吉 平	安濃町議会議長
	藤 川 啓 志	香良洲町議会特別委員会委員長
	前 山 禮 三	一志町長
	奥 田 寛 一	一志町議会特別委員会委員長
	岡 本 知 順	白山町長
	笹 井 健 司	嬉野町長
	小 堀 峯 男	嬉野町議会特別委員会委員長
	結 城 敏	美杉村長
	今 井 幹 雄	美杉村議会特別委員会委員長
参 与	陣 田 幸 治	三重県津地方県民局長

協議会職員

(5月1日現在/順不同・敬称略)

所 属	氏 名
津 市	川 上 政 洋 (事務局長)
	酒 井 英 夫
	別 府 博
久 居 市	水 野 浩 哉
河 芸 町	辻 岡 龍 志
芸 濃 町	駒 田 勝 巳
美 里 村	今 井 一 則
安 濃 町	佐 野 敬 司
香 良 洲 町	鎌 田 康 志
一 志 町	新 家 聡
白 山 町	木 村 重 好
嬉 野 町	竹 内 史 郎
美 杉 村	玉 木 幸 樹
三 重 県	鈴 木 修



まちづくり基本構想策定委員会の委員を募集します



協議会では、合併問題にかかる調査研究の一環として、合併によるまちづくりの意義や、将来のまちづくりのビジョンなどを盛り込んだまちづくり基本構想を作成します。そこで、住民のみなさんの考えを構想に反映させるために委員を募集し

ます。

合併による将来のまちづくりについて関心のあ
る人は、ぜひご応募ください。

対 象

協議会を構成する市町村（津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町、嬉野町、美杉村）内に在住の満20歳以上の人で、国会議員、地方公共団体の議会の議員および常勤の公務員でない人

募集人員

30人（協議会で地域・性別・年齢などのバランスを考慮し

て決定します）

委員会の開催

来年3月までの期間で、休日または夜間に開催の予定

謝 礼

あり

申し込み

6月14日（金）までに、住所・郵便番号・氏名・年齢・性別・職業・電話番号・合併による将来のまちづくりに関するご自身の意見を明記のうえ、津・久居・安芸郡・一

志郡市町村合併問題協議会事務局（〒514-8611 津市西丸之内23-1 ☎059-229-3450 FAX059-229-3451 E-mail: gappei02@city.tsu.mie.jp）へ

※申込方法は、はがき、封書、ファックス、電子メールまたは、ご持参ください。なお、下記市町村合併担当に提出していただいても結構です。

★申し込みの様式は自由です。

市町村合併に関するご意見をお寄せください

津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会（津リージョンプラザ3階）

☎059-229-3450 / FAX059-229-3451

E-mail: gappei14@city.tsu.mie.jp



協議会に加盟している各市町村の市町村合併の相談窓口は次のとおりです。

各市町村の合併担当窓口	電 話 番 号	F A X 番 号	E-mailアドレス
津市市長公室政策課	059-229-3127	059-229-3330	seisakuka@city.tsu.mie.jp
久居市企画課	059-255-3110(代)	059-256-7666	hisai.kikaku@city.hisai.mie.jp
河芸町企画情報課	059-244-1701	059-245-0004	kawage@zvtv.ne.jp
芸濃町総務課	059-265-3111(代)	059-265-3119	geino@town.geino.mie.jp
美里村総務課	059-279-8111	059-279-8125	misato00@zvtv.ne.jp
安濃町総務課	059-268-5511	059-268-3357	townano@town.ano.mie.jp
香良洲町総務課	059-292-4300	059-292-2364	karasu.kikaku@town.karasu.mie.jp
一志町総務課	059-293-3000	059-293-5544	ichishi-soumu@zvtv.ne.jp
白山町まちづくり政策課	059-262-7012	059-264-1000	h-mati@zvtv.ne.jp
嬉野町総務課	0598-48-3800	0598-42-6220	happy006town.ureshino@zvtv.ne.jp
美杉村総務課	059-272-8080	059-272-1119	mi007@mcs.misugi.mie.jp